

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 蓬 萊 務

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

給付課	給付係
-----	-----

」を

「

給付課	給付係 保健事業・適正化係
-----	---------------

」に
改める。

別表第2中

「

給付課	給付係	(1) 後期高齢者医療制度に係る医療給付に関する事 (2) 後期高齢者医療制度に係る保健事業等に関する事 (3) 課の庶務に関する事。
-----	-----	---

」を

「

給付課	給付係	(1) 後期高齢者医療制度に係る医療給付に関する事 (2) レセプトの審査・点検に関する事 (3) 課の庶務に関する事。
	保健事業・適正化係	(1) 後期高齢者医療制度に係る保健事業に関する事 (2) 第三者行為求償に関する事 (3) 後期高齢者医療給付費に係る不正・不当利得の返還請求に関する事 (4) 医療費の適正化（療養費の適正化を含む。）に関する事。

」に

改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。